

大網白里市地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 大網白里市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項を協議するために設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を千葉県大網白里市大網115番地2に置く。

(業務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関すること。
- (5) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長、監査委員及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人
- (3) 監査委員2人

3 会長、副会長及び監査委員は相互に兼ねることはできない。

(役員)

第5条 会長、副会長及び監査委員は、次条に規定する委員の中から互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又

は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切旅客自動車運送事業者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (5) 一般社団法人千葉県バス協会が指名する者
- (6) 一般社団法人千葉県タクシー協会が指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者
- (8) 学識経験者
- (9) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (10) 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者
- (11) 山武土木事務所長又はその指名する者
- (12) 東金警察署長又はその指名する者
- (13) 市長が指名する市職員
- (14) その他協議会の運営上必要と認める者

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 前条の委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たな委員となった者の任期は、前任者の残存期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

5 前4項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(オブザーバー)

第9条 協議会には、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、大網白里市社会福祉課長及び高齢者支援課長の職にある者をもって充てる。

3 オブザーバーは、会長の要請に応じて協議会に出席し、意見を述べることができる。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第11条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第12条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 運賃等に関する協議を行う際は、あらかじめ協議会の承認を受けて法第9条第4項に規定する者をもって分科会を組織する。

3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、大網白里市企画政策課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第14条 協議会の運営に要する経費は、大網白里市からの負担金及び国からの補助金等をもって充てる。

(監査)

第15条 監査委員は、協議会の出納監査を行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第27号）の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年6月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年6月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年10月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年6月6日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年11月15日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。